

事業者様

沼津労働基準協会

令和5年度

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（学科）の開催について

労働安全衛生規則の一部改正（令和6年2月1日より施行）により、事業者は労働者をテールゲートリフターによる荷役作業の業務に就かせるときは、労働安全衛生法第59条第3項の規定による特別教育を行わなければなりません。

このたび当協会では、テールゲートリフター特別教育（学科）を下記のとおり開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

1 講習日時及び会場

5年11月25日（土）

（会場）「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3

※ 会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。（JR沼津駅から徒歩10分）

（時間）① 午前9時10分から午後2時40分までの予定で実施します。

② 昼食休憩は、50分と短いのでご留意下さい。

③ 開始の10分前までにお集まり下さい。

2 講習会費（テキスト代・消費税を含む）

参加者1名について

当協会会員事業場 9,900円（内消費税900円）

非会員事業場 11,000円（内消費税1,000円）

3 受講申込方法

（1） 下記申込書に必要事項を記入され、会費を添えて当協会にお申込下さい。

受講票をお渡しします。

定員（50名）に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。

※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990

（2） テキストは、開催当日会場でお渡しします。

（3） 一旦納入されました講習会費は、講習日の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。

4 修了証の交付

講習修了者には、「テールゲートリフター特別教育（学科）修了証」を当日交付します。

5 持参するもの

開催当日は、受講票及び筆記用具を持参して下さい。

なお、本人確認の為、自動車運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の何れかを持参して、席のナンバープレートの側に置いて下さい。

6 昼食弁当の受付けについて

会場の沼津労政会館1階の事務所に於いて、昼食弁当の受付けを行っております。

希望者は、講習会開始前にお申込下さい。

7 学科会場の沼津労政会館は、令和3年1月から敷地内全面禁煙となりましたので、ご承知下さい。

（参考）受講対象業務

（1） テールゲートリフターの操作の業務とは、テールゲートリフターの稼働スイッチの操作のほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップ等々の操作、昇降板の展開及び格納等、テールゲートリフターを使用する業務です。

（2） 受講対象とならない業務とは、荷を積み下ろす作業を伴わない定期点検業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、車いすを対象とする介護用車両の装置等の業務となります。

- (3) テールゲートリフターの操作の業務を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は降ろす等の作業を行う者であっても本特別教育を受講することが望ましいとされています。

テールゲートリフター特別教育（学科）受講申込書

希望月日	年 月 日
------	-------

フリガナ	生年月日	現住所	会員・非会員の別
受講者氏名			
	昭和・平成		会・非
	昭和・平成		会・非
	昭和・平成		会・非

- 注（１）この申込書を基に修了証を作成しますので、氏名・生年月日は正確に記載して下さい。
 （２）会員には、沼津協会のほか、県内他地区協会を含みます。

令和 年 月 日
 〒 所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申し込んだ講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。 月 日 支払予定（振込・持参）

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。
 恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059
 受取人 沼津労働基準協会